

交通事故防止特別対策を 実施中

生活安全課 ②283

平成26年（1月から11月）に町内で交通事故が多発したことを受け、平成26年11月27日から3か月間、埼玉県知事より「交通事故防止特別対策地域」に指定されました。

これにより、町では交通事故防止特別対策本部を設置し、次の交通事故防止特別対策を実施します。

1. 子ども・若者・高齢者の交通事故防止

・ 交通ルールを遵守させる交通安全啓発の推進

・ 自転車利用者に対する自転車安全利用の意識付けの推進

2. 自動車の交通事故防止

・ 町内事業者のドライバーに対する交通安全教育の推進

・ 二輪・四輪運転者への安全運転の励行を周知させる啓発活動の推進

3. 交差点における交通事故防止活動の推進

・ 交通事故多発交差点における立哨活動など通過車両対策の強化

・ 通勤・通学時間帯における交通弱者の安全誘導の推進

・ 交通事故多発交差点を中心とした道路環境の整備

4. 町民に対する交通事故発生情報の積極的な提供 上尾警察署より

平成26年の上尾警察署管内では11月20日現在、交通事故が12件発生し、12名の方が亡くなっています。（県下ワースト1位）そのうち、伊奈町では3件発生し、3名の方が亡くなっています。

事故の特徴

3件の交通事故死亡事故は、すべて自動車と歩行者が関係する事故になっています。

道路上にいるときは、自動車の運転者だけでなく、歩行者の方についても安全確認を怠らず、事故に巻き込まれないようにしましょう。

運転手の方へ

不意な飛び出し・横断に対応できるような、速度を抑え、周囲の人や車の動きを見まわす。安全確認を怠らず、わき見運転は絶対にやめましょう。

歩行者の方へ

飛び出しや無理な横断は絶対にやめましょう。横断歩道を渡り、青信号でも左右の安全を必ず確認しましょう。

小・中学校の教育補助員等を募集します

町では、小・中学校教育補助員、中学校さわやか相談員、教育センター指導員、学校図書館支援員を募集します。

勤務場所 ①⑤町立小・中学校
②町立小学校
③町立中学校
④教育センターおよび町立小学校

選考方法 市販の履歴書（JIS規格）および面接

任用期間 4月～平成28年3月（①②④⑤は前期・後期制）
※勤務時間には休憩を含みます。

申・問 1月30日（金）までに
教育委員会学校教育課 ②533へ

①いきいき先生（小・中学校教育補助員）

内容 担任や教科担任の先生と一緒に授業に参加し、指導・援助を担当する。

募集人員 8名（原則教員免許をお持ちの方）

勤務時間 1日6時間30分※週5日程度、年間175日程度

賃金 6,200円（日給）

②特別支援教育支援員（小学校教育補助員）

内容 通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童に対し、担任の先生と一緒に指導・援助を担当する。

募集人員 5名（原則教員免許をお持ちの方）

勤務時間 1日6時間30分※週5日程度、年間175日程度

賃金 6,200円（日給）

③さわやか相談員（中学生の身近な相談者）

内容 中学校に常駐し生徒および保護者等に対し、教育的な視点からの相談・支援を担当する。

募集人員 3名（学校教育に理解があり、子どもの悩みについて相談に応じることのできる高い知識や経験を有する方。60歳までの方。）

勤務時間 1日6時間30分※年間200日程度

賃金 161,000円（月額報酬制）

④町教育センター指導員

内容 児童生徒の学習適応を目的とした学習支援、小学校教育相談室等での相談・支援などを行う。

募集人員 6名（教員免許をお持ちの方が望ましい。65歳位までの方。）

勤務時間 1日6時間45分※週2日～4日程度、年間88日～150日

賃金 6,000円（日給）

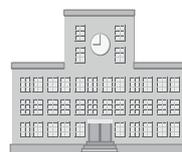
⑤学校図書館支援員

内容 司書教諭等と一緒に、学校図書館の蔵書管理や蔵書整理等を担当します。

募集人員 7名（司書の資格をお持ちの方、または図書館（室）での勤務経験のある方）

勤務時間 1日5時間45分※週3日、年間120日程度

賃金 4,050円（日給）



非自発的失業に対する 国保税の軽減制度

【知存】 離職時の年齢が65歳未満で国民健康保険に加入された方のうち、次のいずれかに該当し、雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34となつて居る方は、国保税の軽減が受けられます。

①会社都合退職の場合（企業の倒産、リストラなど）
②自己都合退職で特定の理由に該当する場合

軽減期間 離職日の翌日の属する月から年度末までとその翌年度の最大2年度間（その間に国保を脱退した場合には、軽減は終了します。）
軽減割合 課税の根拠となる前年中の給与所得に100分の30を乗じて計算します。申請に必要な書類 町国民健康保険被保険者証、雇用保険受給資格者証
■ 保険医療課国民健康保険係 2172

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額確認書（普通徴収分）を送付します

①国民健康保険税②後期高齢者医療保険料③介護保険料は、所得税や住民税の申告で社会保険料控除として所得から差し引くことができます。

普通徴収（納付書または口座振替）で納付した方には、平成26年中の納付額を記載した「納付額確認書（社会保険料控除用）」を、1月下旬に納付義務者あてに送付します。なお、この確認書には特別徴収（年金天引）分は含まれていませんので、年金支払機関

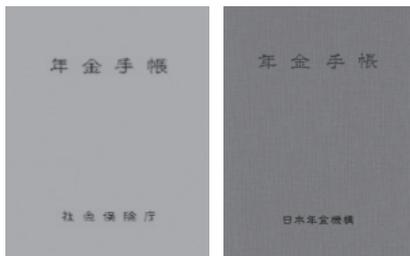
（日本年金機構など）から送付される源泉徴収票等で確認してください。

障害年金、遺族年金から天引きされた方には源泉徴収票は送付されませんので、納付額の確認が必要な方は、各担当へご連絡ください。

■ ① 保険医療課国民健康保険係 2173
② 保険医療課医療係 2175
③ 福祉課介護保険管理係 2124

国民年金制度のあらまし

■ 問 保険医療課国民年金係 2173



国民年金には どんな人が 加入するの

■ A 国民年金には、日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入します。職業によつて次の3種類（被保険者）に分けられます。

第1号被保険者 ↓ 自営業者、学生、フリーターなど（第2号・第3号以外の人は収入にかかわらず第1号被保険者になります）
第2号被保険者 ↓ 会社社員や公務員（厚生年金や共済組合に加入している人）
第3号被保険者 ↓ 第2号被保険者に扶養されている配偶者

※就職や退職、結婚や離婚などで加入の種類や氏名・住所が変わったときは、その都度届出が必要です。

年金つて 若いときにも 関係あるの

■ A 関係あります！国民年金は老後の年金だけでなく、病気やけがで障害が残ったときにも、障害基礎年金が支給されます。（ただし、年金保険料の納付要件や、障害状態の審査があります。）

交通事故や病気など、万が一のことはいつ自分の身に起こるか分かりません。そんなときに、生活の支えになるのが障害基礎年金です。また、一家の働き手が亡くなったとき、残された家族を支える遺族基礎年金もあります。

保険料はいくら どうやって 納めるの

■ A 第1号被保険者の保険料は、1か月15,250円（平成26年度額）です。日本年金

機構から納付書が送られてきますので、金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。口座からの引き落としやクレジットカード納付もできます。（事前に申込が必要）また、その年度の1年分・6か月分など一定期間の保険料を、前もって納めると割引になる前納制度や、月々の保険料に400円をプラスして納めると、老齢基礎年金を少し増やすことができます。加保険料の制度もあります。
注意 国民年金基金に加入している方は、付加保険料の申込みはできません。

収入がなくて 保険料を納められない場合は

■ A 学生であれば、在学中の保険料を後払いできる学生納付特例制度があります。学生でない方も保険料の免除や納付猶予を受けられる制度があります。いずれも前年所得による審査がありますが、納められないときはそのままにせず、ご相談ください。